

職場内で掲示・回覧いただきありがとうございます。

協会けんぽ香川支部からのお知らせ

令和2年1月号



ジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りします

協会けんぽでは、加入者の皆さまのお薬代の負担軽減が図られるほか、健康保険財政の改善にもつながることから、「ジェネリック医薬品」の普及を推進しており、その取組みの一環として、ジェネリック医薬品軽減額通知を実施しています。

お届け時期 第2回目 令和2年2月頃

お届け先

加入者(被保険者)の方の住所へ直接送付

お知らせをお送りする方

- ◆ 生活習慣病や慢性疾患などの先発医薬品を長期間服用されている方
- ◆ お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方

ジェネリック医薬品を使ってみませんか？

あなたに処方されたお薬をジェネリック医薬品に変更した際の軽減額を裏面に記載しています。

〈裏面のお知らせの見方〉

見本

ジェネリック医薬品をお使いいただく
あなたのお薬代を減らすことができます

平成31年 4月 診察で処方されたお薬(先発医薬品)		ジェネリック医薬品に変更する際の軽減額(5,350円)	
品名	お薬代	軽減額	お薬代
1 〇〇〇〇〇〇〇 100mg	5,000	2,710	2,290
2 〇〇〇〇〇〇〇 〇.1%	1,850	1,130	720
3 〇〇〇〇〇〇〇 100mg	870	260	610
4 〇〇〇〇〇〇〇 40mg	2,490	820	1,670
5 〇〇〇〇〇〇〇 20mg	1,230	430	800
6 〇〇〇〇〇〇〇 100mg	1,230	5,350	695

1 処方年月

この月に処方されたお薬で、軽減可能額の計算を行っています。

2 お薬代の軽減可能額

ジェネリック医薬品に変更することで軽減できる1か月の

お薬代の目安です。

※お薬代以外の診察等に要する費用は含まれていません。

3 お薬名

軽減できるお薬代が高いものを最大で8種類記載しています。

4 お薬代

ジェネリック医薬品に変更する前の1か月のお薬代です。

※お薬代のみを記載していますので、お支払いになった金額

とは異なります。

5 注意事項

Q. 具体的なジェネリック医薬品の

名前が書いていないのはなぜ？

A. 1つの先発医薬品に対し、複数のジェネリック

医薬品が存在する場合があります。この「お知らせ」

には具体的なジェネリック医薬品名を記載していません。

具体的なお薬については、かかりつけの医療機関または

薬局でご相談ください。

ジェネリック医薬品はどんな薬？

効き目や安全性が先発医薬品と同等と、厚生労働省から認められたお薬です

なおかつ先発医薬品の有効成分を利用して開発しているため価格は**5割程度**、中には**それ以上安くなる場合があります**

服用しやすいお薬へ製造の工夫が図られています

製剤の小型化…小さくし飲みやすく改良
剤形の変更…飲みやすい形状に改良
味の改良…にがみ等を抑えた味に改良



※この通知サービスは、ジェネリック医薬品への変更を強制するものではありません。
ジェネリック医薬品を知ってもらうこと、先発医薬品以外にもジェネリック医薬品という選択肢があることを、お知らせする目的で送付しています。
※在庫がないなどの理由で、ジェネリック医薬品に切り替えることができない場合があります。

お知らせを希望されない方は、下記担当窓口までお知らせください。

全国健康保険協会 香川支部 企画総務グループ
TEL 087-811-0570 (8:30~17:15)
自動音声案内の後「4」をダイヤル

※おかけ間違いにご注意ください。



「お知らせ」に関するお問合せ先

この「お知らせ」の見方やジェネリック医薬品の概要に関してはサポートデスクにお問合せください。
お問合せ番号をお控えのうえお電話ください。

0120-239-001

受付時間 8:30~17:15 土・日・祝を含む
(12/29~1/3は除く)

被扶養者資格の再確認と提出のお願い

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況を確認することにより、加入者のみなさまの保険料負担の軽減にもつながる大切な事務となります。

ご提出がまだの事業所様については、1月末頃から再度通知をお送りさせていただく場合がありますので、多忙の折大変恐縮ですが、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

令和2年度から

生活習慣病予防健診の申込書が廃止になります

協会けんぽでは、生活習慣病の予防や早期発見のため、生活習慣病予防健診を実施し健診費用の一部を補助しています。現在、受診するにあたって、加入者(被保険者)・事業主様から協会けんぽに対する申込が必要ですが、加入者(被保険者)や事業主様の事務軽減のため、**令和2年4月1日受診分**から協会けんぽへの申込を廃止することといたしました。

令和2年4月
受診分から

健診機関へ受診予約
のみ必要です。

注意点

- ◆ 健診申込書の代わりに、「対象者リスト」を送付します。このリストの協会けんぽへの提出は不要です。受診予定の控えや、健診機関へ予約をする際の対象者の確認等にご活用ください。
- ◆ 令和2年2月25日より、健診申込書廃止に伴い情報提供サービスの機能が変わります。
 - ・対象者一覧出力機能の変更
 - ・申込データのアップロード廃止
(令和元年度分は令和2年3月31日までアップロード可能)
 - ・Opti(健診申込ファイル編集ツール)のダウンロード廃止

全国健康保険協会管掌保険生活習慣病予防健診対象者リスト(案)		令和2年度
〒102-8575 東京都千代田区九段北4丁目2-1 市ヶ谷東急ビル		1/12
全国健康保険協会 様		
※令和2年度より、生活習慣病予防健診を受診するにあたり、当協会への申し込みは必要ありません。 ※健診機関にご予約の上、受診してください。 ※令和2年度より、生活習慣病予防健診の対象者リストは、協会けんぽのホームページに掲載いたします。 ※令和2年度より、生活習慣病予防健診の対象者リストは、協会けんぽのホームページに掲載いたします。		
健診申込書の記号	健診申込書の記号	対象者リスト
01130012	01130012	対象者リスト
000001	000001	対象者リスト
000002	000002	対象者リスト
000003	000003	対象者リスト
000004	000004	対象者リスト
000005	000005	対象者リスト

令和元年12月から
生活習慣病予防健診
実施機関が増えました！

安田内科
高松市国分寺町 ☎087-875-2525
健診機関コード：3710121686

丸亀町クリニック
高松市丸亀町 ☎087-802-6360
健診機関コード：3710121587

お気をつけください！ 医療機関で**自費診療**した場合…

こんなときは？

協会けんぽさん(自己負担割合3割)は、出張先で具合が悪くなり、病院で治療を受けました。その際、保険証を持参しておらず、病院の窓口にて医療費の全額(10,000円)を支払いました。後日、協会けんぽに療養費(立替払い)を申請しましたが、協会けんぽより支払われた金額は、5,600円でした。なぜ、支給決定された金額が窓口負担の7割分ではないのでしょうか。

お答えします

協会けんぽでは「保険診療した場合の7割」が療養費として支払われるため、保険適用外の割増し分はご本人様負担となってしまいます。
今回の協会けんぽさんの場合は、7割分として5,600円が払い戻されていますので、保険診療分の全額は8,000円であったことがわかります。このことから、先に支払った10,000円には自費診療の割増分が含まれていたということになります。

《ご注意いただきたい点》

- ・ 保険診療を受けるには、必ず保険証の提示が必要です。
- ・ 自費診療の場合は、今回のケースのように割増し分や消費税等を請求される場合があります。
- ・ 特に県外へのお出かけの際は、保険証の携帯も忘れずに万が一に備えましょう。

全国健康保険協会 香川支部
協会けんぽ



メルマガ登録
大募集中！



087-811-0572 業務グループ (保険給付・任意継続・保険証等)
087-811-0573 レセプトグループ (交通事故等・医療費のお知らせ)
087-811-0574 保健グループ (健診、保健指導等)
087-811-0570 代表 自動音声案内の後「4」をダイヤル
企画総務グループ (ジェネリック医薬品、メールマガジン)

申請書等提出先

〒760-8564 高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル7階